

議案第 10 号

太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

条例の適用期間を令和6年3月31日まで延長することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府古都・みらい基金条例（平成 21 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。